

## ❖ III 道税の納付

### 1 申告と納税

税目	申告期限	納税時期	納める方法(※1)
個人道民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	給与以外の所得者は3月15日(所得税の確定申告をした人は不要)	6月、8月、10月、1月(市町村により異なる場合があります。)	普通徴収
法人道民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
道民税利子割	毎月分を翌月10日	同左	申告納入
道民税配当割	毎月分を翌月10日(※2)	同左	申告納入
道民税株式等譲渡所得割	1年分を翌年1月10日	同左	申告納入
個人事業税	3月15日(所得税の申告をした人や住民税の申告をした人は不要)	8月、11月	普通徴収
法人事業税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
地方消費税	個人事業者の確定申告は原則として3月31日	同左	申告納付
	法人の確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
不動産取得税	取得した日から30日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
道たばこ税	毎月分を翌月末日	同左	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	同左	申告納入
軽油引取税	毎月分を翌月末日	同左	申告納入(納付)
自動車税環境性能割	自動車の登録、新規検査又は届出をするとき	同左	申告納付(証紙徴収)
自動車税種別割	自動車の登録をするとき	同左(登録した翌年度以降は5月)	証紙徴収(登録した翌年度以降は普通徴収)
鉱区税	鉱業権の設定、変更又は移転等の登録の日から10日以内	5月(年の途中で鉱業権を設定したときは、納税通知書に定められた日)	普通徴収
道固定資産税	1月31日	4月、7月、12月、2月	普通徴収
狩猟税		狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収(※3)
核燃料税	価額割	核燃料を挿入した日から起算して2月後の月末	同左
	出力割	4月末日(12~2月分)、7月末日(3~5月分)、10月末日(6~8月分)、1月末日(9~11月分)	同左
循環資源利用促進税	4月末日(1~3月分)、7月末日(4~6月分)、10月末日(7~9月分)、1月末日(10~12月分)	同左	申告納入(納付)

※1 特別徴収～道(個人道民税の場合、市町村)に代わって給与の支払者などが税金を受け取り納めます。  
 普通徴収～道(個人道民税の場合、市町村)から納税通知書が送付され、その通知書により納めます。  
 申告納入～道に代わって経営者などが税金を受け取り、納める税金を申告のうえ納めます。  
 申告納付～納税者が納める税金を申告のうえ納めます。

証紙徴収～道が発行する北海道税収入証紙により、税金を納めます。

※2 「源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割」は、1年分を翌年1月10日までに申告します。

※3 狩猟税は、原則として証紙徴収ですが、道においては、証紙に代えて現金により総合振興局又は振興局で納めます。



## ▶ キャッシュレスによる納税の方法

区 分	納税方法
スマホアプリ納税	京銀アプリ、さるぼぼコイン、どうぎんアプリ、西日本シティ銀行アプリ、はまPay、ファミペイ、北陸銀行ポータルアプリ、真庭市地域通貨まにこいん、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ、atone、auPAY、Bank Pay、d払い、F-REGI公金支払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、Wallet+、YOKAI Pay (※五十音順 令和5年(2023年)6月6日現在)
クレジットカード納税	次の国際ブランドマークが付されているクレジットカードが利用可能です。     
インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATMによる納税	金融機関により取扱いが異なりますので、詳しくは、「地方税統一QRコード対応金融機関」で検索し、地方税ポータルシステムのサイトからご確認ください。

## ● 現金で納める場所

総合振興局、振興局又は道税事務所のほか、次の場所で納めることができます。

区 分	納付場所
共通納税対応金融機関 (地方税統一QRコード対応金融機関)	QRコードの記載された道税の納付書は、全国の共通納税対応金融機関で納めることができます。詳しくは、「地方税統一QRコード対応金融機関」で検索し、地方税ポータルシステムのサイトからご確認ください。
北海道指定金融機関 及び北海道収納代理 金融機関 (※1)	道内 銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協など (※2)
	道外 北洋銀行、北海道銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、北陸銀行 (※3)、みずほ銀行 (※3)、ゆうちょ銀行、郵便局
コンビニエンスストア (※4)	くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ナチュラルローソン、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、ローソン・スリーエフ、MMK設置店

※1 詳しくは、北海道税務課のホームページをご覧ください。

※2 あおぞら銀行、商工組合中央金庫及び三井住友信託銀行を除きます。

※3 一部店舗を除きます。

※4 コンビニエンスストアで納めることができる納税通知書等は、表面左下にバーコードが付いているものに限りません。

### 3 延滞金・加算金

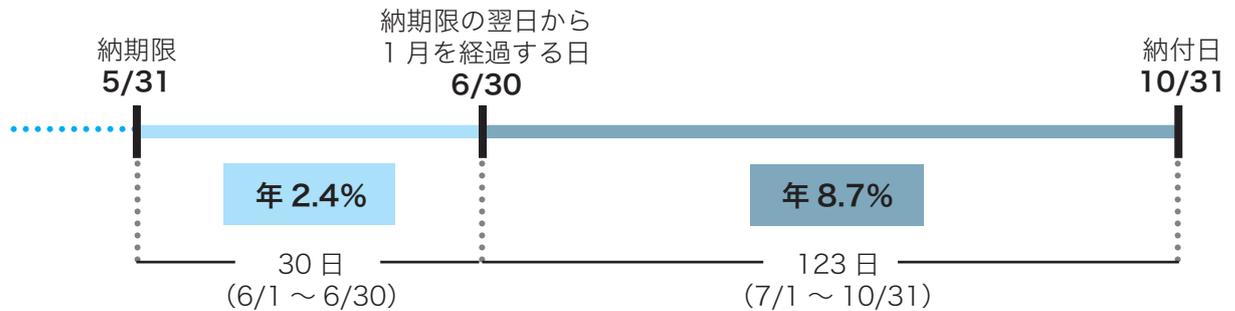
#### ● 延滞金

税金を納期限までに納めない場合に、納期限の翌日から納税の日までの間、税額に次の割合を乗じた金額がかかります。

期 間	平成30年(2018年) 1月1日から	令和3年(2021年) 1月1日から	令和4年(2022年) 1月1日から
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	2.6%	2.5%	2.4%
納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間	8.9%	8.8%	8.7%

#### ▶ 計算例

税額が39,500円、納期限が令和5年(2023年)5月31日の税を令和5年(2023年)10月31日に納めた場合。



$$\frac{39,000 \text{ 円 } (\ast 1) \times 30 \text{ 日} \times 2.4\%}{365 \text{ 日}} (\ast 2) + \frac{39,000 \text{ 円 } (\ast 1) \times 123 \text{ 日} \times 8.7\%}{365 \text{ 日}} (\ast 2)$$

$$= 1,219 \text{ 円 } \dots \text{ 延滞金 } 1,200 \text{ 円 } (\ast 3)$$

- ※1 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。
- ※2 算出された金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ※3 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金はありません。

## ● 加算金

道民税利子割、道民税配当割、道民税株式等譲渡所得割、法人事業税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割及び循環資源利用促進税について、申告しなかった場合などにかかるもので、次の3種類があります。

区 分	内 容	納める額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が事実より少なかったため、後日修正の申告をしたり、増額の更正を受けた場合	不足税額 × 10%
	不足税額のうち、期限内に申告して納めた税額又は50万円のいずれか多い額を超える部分	不足税額 × 15%
不申告加算金	期限後に申告した場合	納めるべき税額 × 5%
	申告しなかったため、決定の処分を受けた場合	納めるべき税額 × 15% (※1)(※2)
	納める税額が50万円を超える部分(※3)	納めるべき税額 × 20% (※1)(※2)
重 加 算 金	二重帳簿をつくるなど故意に税をまぬがれようとした場合	期限内に申告している場合 不足税額 × 35% (※1)
		期限内に申告していない場合 不足税額 × 40% (※1)(※2)

※1 平成29年（2017年）1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合には、当該加算金の割合に10%加重されます。

※2 令和6年（2024年）1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、前年（度）及び前々年（度）に不申告等に基づき、不申告加算金又は重加算金を課された者又は課すべきと認められる者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合には、当該加算金の割合に10%加重されます。

※3 令和6年（2024年）1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、納めるべき税額が300万円を超える部分は、30%の割合で計算します。

## 4 納税者の権利の救済

### ● 更正の請求

申告書を提出したあとに税額が過大であったことなどが判明したときは、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる税目	法人道民税、道民税利子割、道民税配当割、道民税株式等譲渡所得割、法人事業税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、循環資源利用促進税及び核燃料税
請求できる期間	法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、法定納期限から5年を経過した日以後であってもその理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内は請求できます。）

### ● 道税に関する審査請求

道税に関して、総合振興局長などが行った処分又は納税者の申請に対する総合振興局長などの不作為については、審査請求をすることができます。

#### ▶ 処分についての審査請求

総合振興局長などが行った道税の課税、徴収などの処分が違法又は不当であるとして、その取消しを求める場合は、知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求ができる期間	原則として、その処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3月以内です。
審査請求の手続	知事あての所定の審査請求書（正副2通）を、処分をした総合振興局長、振興局長又は道税事務所長を経由して提出するようにしてください。

#### ▶ 不作為についての審査請求

総合振興局長などに対し道税の減免や徴収猶予などを申請したにもかかわらず、相当の期間を経過しても回答がない場合は、知事に対して審査請求をすることができます。

## 5 納税の猶予・税の減免制度

道税をその納期限までに納めていない場合には、納めるまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納めていない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、道税を一時に納めることが困難な理由が一定の要件に該当する場合には、道税の徴収や換価（売却）の猶予又は減免制度がありますので、総合振興局、振興局又は道税事務所（個人道民税についてはお住まいの市町村）に申請をしてください。

### ● 納税の猶予

要件	<p>■徴収の猶予 ～災害等による場合～ 次のいずれかに該当する事実があり、道税を一時に納めることができないと認められるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人の財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと</li> <li>② 本人や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと</li> <li>③ 事業者がその事業を廃止し、又は休止したこと</li> <li>④ 事業者がその事業につき、著しい損失を受けたこと</li> <li>⑤ その他①から④に類する事実があったこと</li> </ol> <p>～課税の遅延による場合～ 法定納期限（随時課税の場合は、課税できることとなった日）から1年を経過した日以後に納めるべき道税の額が確定した場合において、その道税を一時に納めることができない理由があると認められたとき</p> <p>■換価の猶予 次の要件のすべてに該当し、道税を一時に納めることができないと認められるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道税を納めることについて誠実な意思があること</li> <li>② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと</li> <li>③ 事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること</li> </ol>
猶予の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1年の範囲内 （申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く道税を完納することができると認められる期間に限りです。）</li> <li>• 換価の猶予を受ける場合は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。</li> <li>• 延滞金は、猶予期間中、次の額が免除されます。 免除対象期間に対応する延滞金のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える額（理由によっては、全額免除される場合もあります。）</li> </ul>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 徴収・換価猶予（期間延長）申請書</li> <li>• 財産目録及び収支の明細書 （猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、財産収支状況書）</li> <li>• 担保提供書及び担保の提供に係る書類 （猶予を受けようとする金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。）</li> <li>• 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合） （罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など）</li> </ul>

（注）法人道民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割及び循環資源利用促進税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

### ● 災害による税の減免

災害等によって、財産等に著しい損害を受けた場合には、その損害の程度に応じて税の減免が行われます。ただし、個人の道民税、事業税については、一定の所得を超えるものは適用されません。

## Q &amp; A

## 納税に関すること

Q1

## 納税通知書を紛失した場合

納税通知書を無くしてしまったのですが、納めるにはどうしたら良いですか。

A

総合振興局、振興局又は道税事務所で直接納めることができます。

また、納付書を送付することもできますので、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。(☎ P.68)

Q2

## 納期限を過ぎてしまった場合

納期限を過ぎてしまったのですが、手元にある納付書で納められますか。

A

納期限を過ぎた場合であっても、お手元の納税通知書等を使用して納めることができます。

ただし、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ延滞金が加算されることがあります。この場合は、後日送付される納付書で延滞金を納めてください。

Q3

## 納期限までに納めることができない場合

納期限までに納めることができないのですが、どうしたら良いですか。

A

税金は納期限までに納めなければなりません、やむを得ず納期限までに納められない事情があるときは、お早めに総合振興局、振興局又は道税事務所にご相談ください。(☎ P.68)

また、インターネットでも納税相談を受け付けていますので、ご利用ください。

Q4

## eL マークの記載された納付書での納付方法

eLマークが記載されている納付書にはどのような納付方法がありますか。

A

eLマークの記載された納付書にeL-QR (QRコード) が印字されている場合は、地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリ、金融機関窓口で納付することができます。

Q5

## 自動車税種別割の口座振替納税：納税通知書が未着の場合

納税通知書が届いていない場合、口座振替はどうなりますか。

A

引越などにより納税通知書が届かない場合は、口座振替納税にはなりません。

金融機関等で納めることのできる納税通知書を送付しますので、変更後のご住所を総合振興局、振興局又は道税事務所までご連絡ください。(☎ P.68)

なお、住所変更手続きが終了しましたら、翌年度以降はこれまでどおり口座振替納税となります。

Q6

## 督促状が届いた場合

督促状が送られてきたのですが、まだ納めていません。このままだと差し押さえられるのですか。

A

督促状の発付後、税金が完納されていないときは、財産の差押えをすることになりますので、至急納めてください。

なお、やむを得ず納税ができない事情があるときは、直ちに総合振興局、振興局又は道税事務所にご相談ください。(☎ P.68)

Q7

**自動車の抹消登録と自動車税種別割の還付**

自動車の抹消登録をすると、納めた自動車税種別割が還付されると聞いたのですが、何か手続が必要ですか。

A

運輸支局で自動車の抹消登録をした場合は特に手続の必要はありません。抹消した翌月から月割りで納税した自動車税種別割が還付されます。(道税に未納があるときは、未納の税に充当される場合があります。)

車検証の住所と実際の住所が異なるときや、還付金の預貯金口座への振込を希望するときは、「自動車税種別割減額通知書」の通知日から7日以内に総合振興局、振興局又は道税事務所へご連絡ください。(☎ P.68)

Q8

**自動車の移転登録（名義変更）と自動車税種別割の還付**

自動車を友人に譲渡し移転登録（名義変更）を行いました。が、自動車税種別割は還付されますか。

A

自動車税種別割は、4月1日時点で車検証に記載されている自動車の保有者（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は使用者）に課税される税金ですので、年度の途中で移転登録（名義変更）をしても、還付されません。

Q9

**自動車税種別割の納税証明書（継続検査用）の再発行**

自動車税種別割の納税証明書（継続検査用）を紛失しましたが、再発行できますか。

A

運輸支局と北海道のシステム連携により、車検更新時に書面による納税証明書の提示を省略することができるため、原則として納税証明書の再交付は行いません。

なお、運輸支局で納税確認ができるまで、納付後1週間から10日程度かかるため、納付後すぐに車検更新を行う場合は、納税証明書の提示が必要になることがありますので、納税証明書は大切に保管してください。

(注) 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は、継続検査等以外には使用できませんので、譲渡、抹消などの目的で納税証明書が必要な場合は、「納税証明書交付請求書（一般用）」で請求してください。

Q10

**自動車税種別割の減免と納税証明書**

減免を受けている自動車の車検を更新したいのですが、自動車税種別割の納税証明書はどのように発行されますか。

A

自動車税種別割の減免を受けている自動車については、車検の有効期限が到来する約2か月前に納税証明書を送付します。

また、減免の申請時から使用状況等に変更がないことを確認するため、併せて現況確認照会書を送付しますので、必要事項を記入の上、回答期日までに返送してください。

<現況確認照会書について>

身体等に障がいがある方の自動車税種別割の減免を申請したときから、使用状況等に変更がないことを確認するもので、現況確認回答書に必要な事項を記入の上、回答期限までに返送します。

なお、現況確認回答書が返送されない場合は、翌年度から減免が受けられなくなりますので、注意してください。